

令和7（2025）年産経営所得安定対策等交付金の申請における留意事項

経営所得安定対策等交付金（以下、「交付金」という。）の申請事務において、留意すべき事項をまとめましたので、申請を予定されている方は**必ず御一読ください**。

申請に不備があった場合、交付金を受領できない可能性もありますので、**予め御留意ください**。

○交付金は国において毎年交付要綱が改正されています。例年通りの記載ではなく、**当協議会から発出するお知らせを確認し必要な事項を申請**してください。

○提出期限までに書類の提出がない場合、交付金を受領できない可能性がありますので**期日を順守してください**。なお、どうしても難しい場合は、事前に担当へ御連絡ください。

○書類の内容に不備があった場合、当協議会からお問合せの連絡をいたします。**日中連絡が取れる連絡先を報告してください**。

○交付金は作付けする**作物によって交付単価が異なります**。

別紙「産地交付金による支援」等を確認し、営農計画を作成してください。

別紙「対象作物一覧」に記載のない作物を作付けした場合は、交付金の対象となりませんので、御留意ください。

○令和7年度より交付金を受領するためには、「**環境と調和のとれた農業生産の実施**」を**することが必須**となります。点検シートを確認のうえ必ず実施し、実施内容が客観的に分かる作業日誌や伝票等を5年間保管してください。

○交付金申請では次の手続きを実施しますので、**それぞれの留意点**を確認してください。

①水稻生産実施計画書兼営農計画書の提出について（毎年2月末日まで）

- ・別紙「水稻生産実施計画書兼営農計画書作成要領」を確認のうえ、作成してください。

②経営所得安定対策等交付金申請書の提出について（毎年5月末日まで）

- ・水田活用の直接支払交付金、畑地化促進事業、畑作物の直接支払交付金（ゲタ）、収入減少影響緩和交付金（ナラシ）の全部または一部に申請をする方に、経営所得安定対策等交付金申請書を送付しますので、同封する記載例を確認のうえ提出してください。

なお、畑作物の直接支払交付金（ゲタ）は「**は種前契約書**」、収入減少影響緩和交付金（ナラシ）は「**収入減少影響緩和交付金の積立て申出に係る米穀の出荷・販売契約数量等報告書（様式第10-11号）**」を必ず提出してください。

③当協議会における作付状況の現地確認（毎年7月から9月まで）

- ・交付金実施要綱に基づき、申請する全てのほ場について当協議会で現地確認を行います。
- ・作物によっては種時期が異なるため、7月上旬と9月上旬の2回に分けて実施します。対象作物

の詳細は別途通知いたします。

- 作付状況を目視により確認いたします。雑草の刈取り等を行ってほ場を適切に管理し、**作付状況が容易に確認できるよう御協力ください。**
- ほ場が特定できない、発芽が確認できない等により**自己保全管理**と判断される場合がありますので、事前に送付する転作確認票に**必ずは種日又は、は種予定日を記載のうえほ場に掲示**してください。
- 現地確認実施後に、確認結果を通知いたします。**確認内容に疑義がある場合は、必ず修正の御連絡をお願いいたします。**当該結果通知をもって交付申請作物及び面積を確定いたします。以後の修正は受付できません。

④出荷・販売伝票の実績報告（毎年10月中旬まで）

- 出荷・販売伝票は出荷・販売者の**名前、出荷・販売日、出荷・販売作物の名称及び数量**が記載されているものが必要となりますので、出荷・販売先から取得してください。どうしても記載できない場合は、手書きで**不足する内容を追記**してください。
- 飼料用作物を作付けする場合、これまで「**全量**」としていた報告は**認められなくなりました**ので、重量を報告してください。重量による報告が難しい場合はロール等の規格及び数量を報告してください。なお、県または市が定める平均単収の2分の1未満の収量の場合は、交付金を受けられない場合があります。
- 小麦、大豆、そばを作付けする場合、**収穫重量を報告**する必要がありますので、必ず報告してください。なお、国が定める基準単収の2分の1未満の収量の場合は、交付金を受けられない場合があります。
- 無人販売や朝市等、出荷販売伝票が発行されない形態で作物を販売する場合は、「水田活用直接支払交付金の対象作物に係る自家加工販売（直売所等での販売）実績報告書」に加え、**販売等を行っていることが分かる写真の提出が必須**となります。
- 牧草をは種した場合、証拠書類として**種子の購入伝票を提出**していただきますので、保管いただきますようお願いいたします。なお、**作物毎に定められる適正量をは種していない場合は交付金の加算対象となりません。**
- 地力増進作物を作付けした場合、証拠書類として**種子の購入伝票を提出**していただきますので、保管いただきますようお願いいたします。

○その他の留意事項

- 自然災害又は、有害鳥獣被害等により収量が著しく低下した場合は、当協議会へ御連絡ください。**理由書を提出することで交付金を受取れる可能性があります。**理由書提出の際には、**被害状況及び適切な管理をしていたことを確認できる証拠書類を提出**する必要がありますので、**被害状況が分かる写真、資材の購入伝票、作業日誌等の証拠書類を保管**いただきますようお願いいたします。

○5年水張りルールに係る収量確認について

- 令和4年度から令和8年度の間1度も水張り（または水稲作付）または連作障害を回避する取組が行われなかった水田は、令和9年度以降、水田活用の直接支払交付金の交付対象外となります。詳細は、別紙を御確認ください。

産地交付金による支援

経営所得安定対策 水田活用の直接支払交付金の内、「産地交付金」は、地域協議会が作成する「水田収益力強化ビジョン」に基づき、地域独自の支援をしています。

令和7年産「水田収益力強化ビジョン」の現段階の案についてお示しいたします。なお、東北農政局長の承認を受け、令和7年7月頃に正式に決定されますので変更となる可能性があります。

【岩手県支援メニュー】

| R7年産の助成内容（案） | | | | | R6年産との比較 |
|-------------------|---|---|--|--------|----------|
| 助成区分 | 対象作物 | 交付単価 (円/10a) | 説明 | | |
| ① 土地利用型野菜作付助成 | えだまめ キャベツ たまねぎ にんじん ねぎ にんにく ばれいしょ 加工用トマト | 35,000～ 45,000(上限) | 作付面積に応じて助成。 ※同一ほ場における支援期間は5年とする ※令和8年度で支援終了 | 運用見直し | |
| ② 新市場開拓用米作付加算助成 | 新市場開拓用米 | 20,000～ 40,000(上限) | 低コスト生産に取り組む場合、作付面積に応じて助成。 ※「新市場開拓用米」とは、国内主食用、加工用、備蓄、飼料用、米粉用、醸造用玄米、種子用以外の米穀。(対象例：輸出用米) | 拡充 | |
| ③ 加工用米・米粉用米作付加算助成 | 加工用米 米粉用米 | 10,000～ 20,000(上限) | 低コスト生産に取り組む場合、作付面積に応じて助成。 | 対象作物追加 | |
| ④ 作付拡大助成 | 園芸作物 (野菜・花き・果樹※1) 麦 大豆 飼料用とうもろこし WCS用稲 | (30a以上) 30,000～ 35,000(上限) (30a未満) 20,000～ 25,000(上限) 10,000～ 15,000(上限) | 対象作物を新たに作付した場合、その拡大面積に応じて助成。 (※1) 対象作物は、①の対象作物のほか、レタス、きゅうり、トマト(ミニトマト含む)、なす、ピーマン、ズッキーニ、ハウレンソウ、りんどう、きく類、りんご、ぶどう | 継続 | |
| ⑤ 小麦・大豆の地力向上助成 | 小麦 大豆 | 5,000～ 10,000(上限) | 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)申請者のうち、土壌診断を実施し、診断結果に基づき土壌改良を実施した面積に応じて助成。 | 対象作物追加 | |

【盛岡市農業再生協議会メニュー】

| | R7年産の助成内容（案） | | | | R6年産との比較 |
|---|-----------------------|--|-----------------------|--|---------------------|
| | 助成区分 | 対象作物 | 交付単価 (円/10a) | 説明 | |
| ⑥ | 耕畜連携助成 | 粗飼料作物等 | 13,000～ 14,000(上限) | 粗飼料作物を作付した水田で耕畜連携(資源循環)の取組を行った場合、作付面積に応じて助成。 | 継続 |
| ⑦ | 地域振興作物等助成 | きゅうり トマト(ミニトマト含む) ズッキーニ さつまいも かぼちゃ アロニア | 35,000～ 45,000(上限) | 作付面積に応じて助成。 | 継続 (上限単価の増加) |
| | | ①及び⑦以外の野菜 そば 果樹 花き | 22,000～ 32,000(上限) | 作付面積に応じて助成。ただし、果樹は植栽4年までとする。 | 対象作物追加 (上限単価の増加) |
| ⑧ | 作付拡大助成 | 水田活用の直接支払交付金(産地交付金含む)の対象作物 | 15,000～ 20,000(上限) | R6に自己保全管理されていたほ場で新たに作付する場合、作付面積に応じて助成。拡大面積10a以上対象。 | 変更 (対象ほ場の変更) |
| ⑨ | 戦略作物(麦、大豆、飼料作物)収量向上助成 | 小麦(種子用除く) 大豆 飼料作物 | 6,000～ 8,000(上限) | 国又は地域再生協議会が設定する基準(平均)単収以上の収量の場合、作付面積に応じて助成。 | 新設 |
| ⑩ | 農地集約促進助成 | 水田活用の直接支払交付金(産地交付金含む)の対象作物 | 2,000 | 作付面積が10ha以上の大規模経営農家に対し、作付面積に応じて助成。 | 新設 |
| ⑪ | 地力増進作物作付助成(国メニュー) | 地力増進作物 | 国が提示 | 作付面積に応じて助成。 | 継続 (単価は後日国が提示) |

※助成対象者数の増減や、予算の追加配分等により予算の範囲内で単価を調整するため、計画単価に上限額を設定している区分があります。

対象作物一覧

【別紙】

| ①土地利用型野菜一覧(単価35,000~45,000円/10a) | | ③作付け拡大助成野菜一覧(単価20,000~25,000円/10a) | | |
|----------------------------------|---------------|------------------------------------|---------------------------------|-----------------------|
| 区分 | 作物名 | (単価30,000~35,000円/10a) | | |
| 野菜 | えだまめ | 野菜 | ①の作物 | |
| | キャベツ | | レタス | |
| | たまねぎ | | きゅうり | |
| | にんじん | | トマト(ミニトマト含む) | |
| | ねぎ | | なす | |
| | にんにく | | ピーマン | |
| | ばれいしょ | | ズッキーニ | |
| | 加工用トマト | | ハウレンソウ | |
| ⑤耕畜連携対象作物一覧(13,000~14,000円/10a) | | | ⑥地域振興作物一覧(単価35,000~45,000円/10a) | |
| 区分 | 作物名 | | 区分 | 作物名 |
| 飼料用作物 | 飼料用とうもろこし | | 野菜 | きゅうり |
| | ソルガム | | | トマト(ミニトマト含む、加工用トマト除く) |
| | WCS用稲 | ズッキーニ | | |
| | ライムギ(ライコムギ含む) | さつまいも | | |
| | (多年生牧草) | かぼちゃ | | |
| | オーチャードグラス | アロニア | | |
| | チモシー | ⑨地力増進作物対象一覧(単価 0~20,000円/10a) | | |
| | トールフェスク | 区分 | | 作物名 |
| | バヒアグラス | 地力増進作物 | ソルガム | |
| | アルファルファ | | スーダングラス | |
| | アカクローバ | | イタリアンライグラス | |
| | シロクローバ | | ライムギ(ライコムギ含む) | |
| | イタリアンライグラス | | エンバク | |
| | (一年生牧草) | | アカクローバ | |
| | スーダングラス | | シロクローバ | |
| | ペレニアルライグラス | | アルサイククローバ | |
| | ハイブリットライグラス | | クリムソンクローバ | |
| | スムーズブロムグラス | | オーチャードグラス | |
| | メドーフェスク | | レンゲ | |
| | フェストロリウム | | トウモロコシ | |
| | ケンタッキーブルーグラス | | ギニアグラス | |
| | リードカナリーグラス | | ヘアリーベッチ | |
| | ギニアグラス | | クロタリア | |
| | カラードギニアグラス | | セスバニア | |
| | オオクサキビ | | エビスグサ | |
| | アルサイククローバ | | ヒマワリ | |
| | ガレガ | | マリーゴールド | |
| | ローズグラス | | シロガラシ | |
| | パラグラス | | ナタネ | |
| | パンゴラグラス | | カラシナ | |
| | ネピアグラス | | ハゼリソウ | |
| | セタリア | | | |
| エンバク | | | | |
| 青刈り稲 | | | | |
| 飼料用米 | | | | |

⑥地域振興作物一覧(単価22,000~32,000円/10a)

| ⑥地域振興作物一覧(単価22,000~32,000円/10a) | | 区分 | 作物名 |
|---------------------------------|----------------|-------------------|-------------------|
| 区分 | 作物名 | | |
| 野菜 | なす | 野菜 | ぎょうじゃにんにく |
| | ピーマン | | たらの芽 |
| | いちご | | まこもだけ |
| | すいか | | ヤーコン |
| | メロン | | モロヘイヤ |
| | ながいも | | うるい |
| | はくさい | | えごま |
| | トウガン | | キヌサヤ |
| | ほうれんそう | | なんばん |
| | クレソン | | 夕顔 |
| | レタス | | ささげ |
| | だいこん | | あさつき |
| | パクチー | | ゴーヤ |
| | さといも | | 種苗類(助成対象野菜の種苗に限る) |
| | れんこん | | 花き |
| | しょうが | 小ぎく | |
| | いんげん/さやいんげん | ゆり | |
| | とうもろこし | ダリア | |
| | アスパラガス | ハス | |
| | うり(まくわうり、しろうり) | 花木 | |
| | とうがらし | トルコキキョウ | |
| | オクラ | 種苗類(助成対象花きの種苗に限る) | |
| | セルリー | スターチス | |
| | カリフラワー | カーネーション | |
| | ブロッコリー | ばら | |
| | コモチカンラン | 洋ラン | |
| | つけな類(こまつ菜、みず菜) | ガーベラ | |
| | しゅんぎく | アスター | |
| | みつば | ケイトウ | |
| | せり | ソラナム | |
| | パセリ | 果樹 | りんご |
| | ふき | | 日本なし |
| | しそ | | 西洋なし |
| | にら | | もも |
| | らっきょう | | うめ |
| | みょうが | | かき |
| | 食用菊 | | くり |
| | かぶ(小かぶ含む) | | いちじく |
| | ごぼう | | キウイフルーツ |
| | やまいも | | くるみ |
| | くわい | | おうとう |
| | えんどう/さやえんどう | | ぶどう |
| | そらまめ | | ブルーベリー |
| | しどけ | | ラズベリー |
| | わさび | | 種苗類(助成対象果樹の種苗に限る) |
| うど | その他 | 小豆 | |
| わらび | | | |

水稲生産実施計画書 兼 営農計画書 作成要領

本調査は、市内水田の営農状況及び経営所得安定対策等交付金の申請圃場の把握のために実施いたします。交付金申請等の事務の簡素化のため水稲生産実施計画書兼営農計画書の様式が変更となりました。必要な事項が記載されない場合は、経営所得安定対策等交付金を受け取れない場合がありますので、作成にあたっては、必ず次の注意事項を確認のうえ記入いただきますようお願いいたします。

記載されている内容から変更がない場合でも、提出いただきますようお願いいたします。

【注意事項】

※水稲生産実施計画書 兼 営農計画書の（注○）と照らし合わせて御確認ください。

注1 電話番号は、日中に連絡が可能な連絡先を記載してください。なるべく携帯電話番号を記載してください。

注2 水田活用の直接支払交付金（以下、交付金。）の交付対象農地区分は次のとおりです。水田区分は盛岡市農業再生協議会が管理しておりますので、加除修正は不要です。

| | |
|---------|-------------------------|
| 水田区分 | 水田区分 |
| 交付対象区分 | 1 |
| 交付対象外区分 | 3、4、5、6、7、A、B、D、J、N、X、Y |

注3 水稲作付最終年は、直近の水稲（主食用、飼料用、酒造用、米粉用、加工用、青刈り稲等の陸稲以外の稲）作付又は1か月間の湛水管理を実施した年度になります。令和4年度から8年度までに少なくとも1度水稲作付又は湛水管理を実施していない場合令和9年度以降の水田活用直接支払交付金を受けることができません。詳細は別添「令和7年産経営所得安定対策等交付金の申請における留意事項」を参照してください。水稲作付最終年は盛岡市農業再生協議会が管理しておりますので、加除修正は不要です。

注4 令和7年度に作付する作物を記載してください。

別添「産地交付金対象作物一覧」を参照し、作付する作物を記載してください。

米を作付する場合は「主食用水稲」と記載してください。また、何も作付しない場合は「自己保全管理」と記載してください。

なお、1つのほ場で複数の作物を作付する場合は、次のとおり記載してください。

①「地域振興作物一覧（単価 35,000 円/10a）」に記載された作物を含む場合：個別の作物名を記載してください。

②「地域振興作物一覧（単価 22,000 円/10a）」に記載された作物のみの場合：混作野菜と記載してください。

また、「重点支援作物」又は「地域振興作物」のいずれにも該当しない作物を作付する場合は「交付対象外作物」と記載してください。

※令和7年産からその他やさい、その他花き、その他果樹とは記載しないでください。

注5 主食用米又は飼料用米を作付する場合は、品種を記入してください。

☆ これ以降の項目は経営所得安定対策等交付金の申請をされない方の記載は不要です。

注6 水田活用の直接支払交付金の申請を希望する場合は「✓」を記入してください。

対象作物を作付し、出荷・販売することが条件となります。

交付金申請書を4月以降に送付いたします。

なお、交付金の詳細については、別添「産地交付金による支援」等を参照してください。

注7 畑作物の直接支払交付金（ゲタ）の申請を希望する場合は「✓」を記入してください。

認定農業者又は集落営農が対象となります。交付金申請書を4月に以降送付いたします。

なお、交付金の詳細については、別添「産地交付金による支援」等を参照してください。

注8 収入減少影響緩和交付金（ナラシ）の申請を希望する場合は「✓」を記入してください。
交付金申請書を4月に以降送付いたします。
なお、交付金の詳細については、別添「産地交付金による支援」等を参照してください。

注9 収穫した作物をJA等へ出荷または、産直等で販売する場合は「✓」を記入してください。
交付金については、出荷・販売することが交付の条件となります。

注10 収穫した作物を販売せず自家消費または無償譲渡する場合は「✓」を記入してください。
自家消費等の場合は交付金の交付対象外となります。

注11 飼料作物の作付にあたり、耕畜連携に取組む場合は「✓」を記入してください。
耕畜連携実施の場合、戦略作物助成とは別に産地交付金 13,000 円/10a を追加で交付いたします。

畜産農家と耕種農家との連携による環境に優しい資源循環型農業の推進を図ることを目的とし、水田で耕作された飼料用作物の供給を受けた家畜の排せつ物から生産された堆肥を活用すること。

【要件】2トン/10a以上の堆肥の散布を要します。

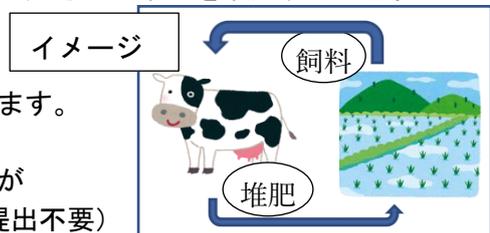
・飼料用作物を自家利用する場合

ア 作業日誌等により堆肥を活用したことの報告を要します。

・飼料用作物を他畜産農家へ供与する場合

ア 畜産農家と耕畜連携利用供給協定書を締結する必要があります。（提出済みの協定書が協定期間中の場合は提出不要）

イ 飼料作物及び堆肥がそれぞれ提供されたことを証する書類の提出する必要があります。



注12 多年生牧草の作付にあたり、新たには種する場合は「✓」を記入してください。

は種の有無により交付金額が異なります。なお、は種の実施確認のため種子購入伝票の提出が後日必要となりますので、必ず保管してください。

なお、種子毎に設定されている適正は種量が順守されない場合は、は種とは認められません。作物別の適正は種量は地域普及センターへお問合せください。

| | |
|-----|-----------|
| は種 | 3.5万円/10a |
| 未は種 | 1万円/10a |

注13 地力増進作物を作付し、すき込みを実施する場合は「✓」してください。
なお、すき込みを実施しない場合は、交付金の交付対象外となります。

注14 畑地化促進事業への申請を希望する場合は該当するほ場全てに「✓」を記入してください。
なお、1月に該当者に対して実施した要望調査を提出していない場合は、対象となりません。

注15 1か月間の湛水管理を実施する場合は「✓」を記入してください。

なお、実施する場合は湛水開始日と終了日（1か月後）のほ場の写真を撮影し提出することを要します。

注16 令和7年度から新たにほ場の貸借又は売買を行う場合は、「地名・地番、大字、字、集落地番」を記入のうえ、貸借状況、相手方の住所・氏名を必ず記載してください。貸し又は売却により営農をしない場合も必ず報告してください。

「区分」の列には、貸す場合「1」、借りる場合「2」、売る場合「3」、買う場合「4」、返却する場合「5」、返却される場合「6」を記載してください。